

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務委託事業者募集要項

1. 実施目的

令和2年（2020年）4月1日から2か所（豊中及び蛍池）に人権平和センターを開設し、教育・啓発に重点をおいた情報発信の拠点施設として市域に向けて事業を展開するため、人権などにかかわる相談や、多様化・複合化する人権課題、非核平和にかかる啓発及びこどもの今日的課題に対する支援について、知識やノウハウを有し、事業実績のある民間事業者により事業を委託することで、市民サービスの向上と、効果的・効率的な事業運営をめざすものであり、仕様書に掲げる事業をより適正に履行ができる事業者を選定するため、企画提案募集を行うもの。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務

(2) 業務内容

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務仕様書のとおり

(3) 履行場所

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務仕様書のとおり

(5) 予算額（年額：委託料の上限額）

ア) 相談及び人権・平和啓発事業：22,530千円

イ) こどもの学び・居場所事業：14,310千円

ウ) こども多世代ふれあい事業：12,660千円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含んでいます。

(6) 業務範囲

上記2の（5）のア）イ）ウ）の事業について、一事業単位で提案を募集します（詳細は仕様書参照）。なお、複数の事業またはすべての業務を一括して応募することも可能とします。

3. 参加資格

本案件に参加できるものは、参加表明書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす事業者とします。なお、提出後において、要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和元年度・2年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること（応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時まで資格を取得すること）。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札指名停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む。）。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
※提案書類（役員名簿等）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。
- (8) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで。国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (10) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (11) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (14) 提案業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。

4. 日程の概要*いずれも令和元年（2019年）

- (1) 募集要項等の公表 10月4日（金） 市ホームページに掲載
- (2) 公募説明会 10月10日（木） 11時～12時
会場：生活情報センターくらしかん 3階体験学習室
住所：豊中市北桜塚2-2-1
(阪急宝塚線「豊中」駅下車南東へ徒歩約12分)

※応募する事業者は、公募説明会に参加してください。説明会の参加には申込みは不要

です。説明会に参加できない場合でも応募は可能ですが、募集要項等についての再度の説明はいたしません。

- (3) 質問受付期限 10月16日(水)午後5時まで(必着)
※質問は質問票(様式第2号)に入力のうえ、電子メールで豊中人権まちづくりセンター(E-mail: toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp)まで送付してください。また、その旨同センター(電話06-6841-1313)まで電話連絡をお願いします。質問及び回答の内容は、10月21日(月)に市のホームページに掲載し、個別には回答しません。
- (4) 履行場所以見学(希望事業者のみ)
10月24日(木) 螢池人権まちづくりセンター(人権平和センター-螢池)
住所: 豊中市螢池北町2-3-1
電話: 06-6841-5326
(阪急宝塚線「螢池」駅下車 西北へ徒歩約10分)
10月25日(金) 豊中人権まちづくりセンター(人権平和センター-豊中)
住所: 豊中市岡町北3-1 3-7
電話: 06-6841-1313
(阪急宝塚線「岡町」駅下車西へ徒歩約10分)
※見学時間は、1事業20分程度を予定しています。
見学を希望される場合は、履行場所以見学希望確認書(様式第1-1号)に入力のうえ、10月16日(水)午後5時まで(必着)に電子メールで豊中人権まちづくりセンター(E-mail: toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp)まで送付してください。また、その旨同センター(電話06-6841-1313)まで電話連絡をお願いします。詳細の日は、10月21日(月)に電子メールで通知します。
- (5) 参加表明書等提出期限 10月31日(木)午後5時まで(持参のみ)
詳細は「5. 応募方法」をご確認ください。
<提出場所>
豊中市人権政策課 企画係(豊中市役所第一庁舎5階)
住所: 豊中市中桜塚3-1-1
電話: 06-6858-2586
(阪急宝塚線「岡町」駅下車東へ徒歩約8分)
※問い合わせ先等とは、場所が異なりますのでご注意ください。
- (6) 書類審査(一次審査) 11月上旬審査予定
※2の(5)のア)、イ)、ウ)の事業ごとに、4社以上の応募があった場合のみ実施します。
- (7) 面接(プレゼンテーション) 審査(二次審査)
11月18日(月)19時~、11月19日(火)19時~
※当日の時間、場所等は、書類審査を実施の場合は、終了後、書類審査の可否とともに通知します。書類審査を実施しない場合は、別途通知します。
- (8) 審査結果の通知予定日 12月上旬
(9) 審査結果の公表予定日 12月上旬(市のホームページ)
(10) 委託契約の締結 12月中旬予定
※(8)以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

| | 提出書類 | 留意事項 | 様式 |
|---|-------------------|--|-------|
| ① | 参加表明書 | | 第1号 |
| ② | 履行場所見学希望確認書 | 希望がある場合のみ。見学時間は1事業あたり20分程度。詳細は「4. 日程の概要」の(4)をご覧ください。 | 第1-1号 |
| ③ | 質問票 | 質問がある場合のみ。詳細は「4. 日程の概要」の(3)をご覧ください。 | 第2号 |
| ④ | 事業所の概要 | 経営理念、運営方針、組織体制、経歴、事業実績ほか。別途資料(A4版縦)で代替することも可。 | 第3号 |
| ⑤ | 企画提案書 | 根拠資料や別途資料(A4版縦)で代替することも可。 | 第4号 |
| ⑥ | 統括責任者及び担当者の業務実績調書 | | 第5号 |
| ⑦ | 入札参加停止措置等状況調書 | | 第6号 |
| ⑧ | 見積書 | 人件費、関節経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。 | 第7号 |
| ⑨ | 参加辞退届 | 詳細は「5. 応募方法」の(4)をご覧ください。 | 第8号 |

(2) 提出部数

- ・正本1部、副本9部((1) の提出書類のうち①④⑤⑥⑦⑧)
印鑑が必要な書類については、正本1部のみ提案者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ)を押印。副本は複写可。
- ・所定様式以外の書類の規格はA4判(縦)とします。
- ・参加表明書等(様式第1号)の提出(10月31日(木)午後5時必着分。持参のみ)に際しては、(1)の提出書類の①④⑤⑥⑦⑧の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付けてください。また、応募する事業が複数ある場合は事業ごとにファイルを作成ください。
- ・提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出書類等の分割提出は認めません。
- ・提出書類等の不足又は提出期限内に提出がない場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ・提出書類等の受付後、追加及び修正は認めません。
- ・提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ・提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案事業者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、提出書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。

(3) 提出方法

4及び5のとおり

(4) 参加の取り下げ

参加表明書等の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに豊中人権まちづくりセンター（電話：06-6841-1313）まで電話連絡するとともに、参加辞退届（様式第8号）を1部豊中市人権政策課 企画係（豊中市中桜塚3-1-1）まで持参してください。

6. 選定

(1) 審査方法

有識者で構成する「選定評価委員会」（以下「委員会」という。）が行います。

審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案事業者及び次点提案事業者を選定します。なお、委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

【審査基準】

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|--|--|---|-----|
| 企画提案等 | 事業理念・事業方針 (様式第3・4号関連) | 「豊中市立人権平和センター条例」をふまえた事業理念、事業方針、市域に向けて人権にかかわる事業を行うにあたっての考え方、公共の業務を受託するにあたっての考え方、市民満足度を追及する姿勢 | 10点 |
| | 市民サービス向上 (様式第4号関連) | 多様化・複雑化する人権課題について専門性をふまえた具体性と実現性がある取り組み | 40点 |
| | | 事業者の発想力やノウハウなどを活かした独創的な取り組み 利用者拡大につながる取り組み | |
| | 実施体制 (様式第4・5号関連) | 事業を実施するにあたっての人員数、責任者の配置などスタッフの役割分担、緊急時のバックアップ体制 | 15点 |
| 安定して確実に事業を遂行するため、能力・資格・経験等を有するスタッフが十分確保されているか。 従事員の人権意識の醸成につながる研修などの計画的な人材育成の取り組み | | | |
| リスクマネジメント (様式第4号関連) | 個人情報漏洩防止策及び個人情報漏洩事故への対応 | 10点 | |
| | 苦情対応、事故及び災害等の緊急事態発生時などの危機管理体制 | | |
| 業務実績 | ○類似事業の実績（過去5年）（様式第3・5号関連） 【評価ランク】 A：8～10件 B：5～7件 C：3～4件 D：1～2件 E：実績なし ※ 実績等を証明できる契約書の写し（契約者、契約期間、契約金額がわかる部分のみで結構です）や、ホームページ・案内チラシ等の写しを添付してください。 | 10点 | |

| | | |
|---------|--|-----|
| 見積金額 | ○見積金額の妥当性（様式第7号関連） 以下の計算式により得点を算出し、評価する。 （小数点以下は切り捨て） 配点（15点）×提案価格のうちの最低価格/提案価格 | 15点 |
| 過去の処分歴等 | ○公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合（様式第6号関連） | -4点 |
| | ○公募日から起算し、過去3年以内に、本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合（様式第6号関連） | -2点 |

審査基準のうち、「企画提案等」と「業務実績」にかかる採点は、評価ランクによりAからEまでの評価を行い、それぞれのランクに該当する係数を、各評価項目の配点に乗じて算出します。

- ・「業務実績」を除き、評価項目単位で0点となる場合は選外とします。
- ・見積金額が予算額を超える場合は、失格とします。

【評価ランク】

| ランク | 評価 | 配点係数 |
|-----|---------|------|
| A | 特に優れている | 100% |
| B | 優れている | 75% |
| C | 平均的・普通 | 50% |
| D | やや劣っている | 25% |
| E | 劣っている | 0% |

① 書類審査（一次審査）

2の（5）の（ア）、イ）、ウ）の事業ごとに、応募事業者が4社以上あった場合のみ実施します。結果はすべての提案事業者に通知を行うとともに、面接（プレゼンテーション）審査（二次審査）の対象となる提案事業者には、その旨通知します。

② 面接（プレゼンテーション）審査（二次審査）

提案書に基づく面接審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約交渉の相手方とします。なお、審査の結果、合計点が全体配点の50%未満の場合は順位にかかわらず選外とします。合計点と同じ場合は、委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定します。

日時：令和元年（2019年）11月18日（月）19時～

令和元年（2019年）11月19日（火）19時～

内容：提案書類に基づき、提案事業者からの説明、選定評価委員からの質疑を非公開で行います。

面接時間：1提案事業者あたり概ね20分以内とします。

*提案者からの説明（準備も含め10分以内）＋質疑応答（10分以内）

*1提案事業者が複数の事業の提案をする場合は、2の（5）の（ア）イ）ウ）の事業ごとに上記の面接時間を確保します。

留意事項：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案事業者で用意

すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないことに留意すること。

当日の出席者は、すべて提案事業者が雇用している者とし、1提案あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）で、提案内容の質疑に応答でき、本業務を担当する者としします。

(2) 審査結果の通知

結果は12月上旬を目途に最優秀提案事業者と次点提案事業者には、採点結果とその旨を、その他の提案事業者には選外の旨を郵送にて通知します。（一次審査としての書類審査を行った場合、選外となった提案事業者にはその旨と採点結果を通知します）。また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには、応じません。なお、提案者からの審査結果に関する情報の開示については、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- ① 最優秀提案事業者の名称、評価合計点
- ② 最優秀提案事業者の選定理由
- ③ 全提案事業者の名称
- ④ 提案事業者ごとの採点結果の合計点
- ⑤ 選定評価委員の名前

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

7. 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 契約締結日までの間に、3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ・ 提出期限までに指定した提出場所に提案書類の提出がないとき。
- ・ 面接（プレゼンテーション）審査に欠席したとき。
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- ・ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ・ 本公募案件に関して選定評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、または接触を求めたとき。
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ・ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定評価委員会が失格と認めたとき。

8. 契約について

- ・ 最優秀提案事業者は、採択された提案をもとに、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。
- ・ 協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがあります。なお、最優秀提案事業者と協議が調わない場合は、次点提案事業者

と協議を行います。

- ・本業務の受託者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。

○契約保証金を免除する場合

- ・履行保証保険の契約をするとき

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。

- ・本市財務規則第110条第3号または第6号の規定に該当すると本市が認めたとき

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費(提案書の作成・提出及びプレゼンテーションに関する費用、旅費等)は、応募者の負担とする。
- ・委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ・本公募案件に関して市職員への接触を禁じます。
- ・審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ・応募書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- ・両センターとも、施設の老朽化による設備改修工事がある場合、事業を休止することがあります。

10. 問い合わせ先

豊中市岡町北3-13-7

豊中人権まちづくりセンター

電話：06-6841-1313 FAX：06-6841-1310

E-mail：toyojinken@city.toyonaka.osaka.jp